

<b>Title</b>	金利規制と処罰規定の変遷(上)
<b>Author(s)</b>	柴田, 武男
<b>Citation</b>	聖学院大学論叢, 25( 1), 2012. 11 : 93-116
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4189">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4189</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

## 金利規制と処罰規定の変遷（上）

柴田武男

### 抄 録

---

金利規制は古来より試みられてきたが、それは脱法の歴史でもあった。いかにして金利規制を守らせるのか、また、どのような金利規制が良いのか、そもそも金利は規制すべきものなのか、これらの諸点についても長年議論され続けていて、現在に至っている。

本稿では、（上）として明治初期から昭和10年代まで利息制限法の改正問題を中心にして、金利規制を守らせるために刑罰規定がどのように議論されてきたのか、その処罰規定の歴史的推移を帝国議会と昭和期の書籍、および当時の新聞記事から考察することを課題とする。

---

キーワード； 金利規制，利息制限法，刑罰，帝国議会，金融の魔術

### 1. はじめに

金利規制は古来より試みられてきたが、それは脱法の歴史でもあった。いかにして金利規制を守らせるのか、また、どのような金利規制が良いのか、そもそも金利は規制すべきものなのか、これらの諸点についても長年議論され続けていて、現在に至っている。

本稿では、金利規制をどのように遵守させるのか、その処罰規定の歴史的推移を明治期から省みることによって金利規制のあり方を考察したい。

### 2. 明治期の金利規制と処罰規定

明治期の金利規制は利息制限法（1977年明治10年）に代表される。利息制限法に関する論考は数多くあるが、ここでは本稿にもっとも関連する渋谷隆氏の論考<sup>(1)</sup>と大河澄夫氏の論考<sup>(2)</sup>を中心にとりあげる。

利息制限法は、明治近代に入って初めて立法化された金利規制として知られている。この法律自

体は罰則規定を伴うものではなく、民法上有効な利息の上限を定めたものであり、明治十年九月十一日太政官布告六十六号である<sup>(3)</sup>。

利息制限法左ノ通相帝候条此旨布告候事

一条 凡ソ金銭貸借上ノ利息ヲ分チ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス

二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)百円以上千円以下ハ百分ノ十五(一割五分)千円以上百分ノ十二(一割二分)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

三条 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ヲ定メサルトキ裁判所ヨリ言渡ス所ノ者ニシテ元金ノ多少ニ不拘百分ノ六(六分)トス

四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外総テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルトモ総テ裁判上無効ノ者トス

五条 返還期間ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ差出スヘキコトヲ約定スルコトアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事実受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スルトキハ之ニ相当ノ減少ヲ為スコトヲ得

このわずか五条からなる法律であるが、ここに現在に至るまで綿々と争われている法律上の諸問題がすでに内在されている。ひとつには、「裁判上無効ノモノ」という規定であり、具体的には超過利息の返還義務があるのかないか、という論点である。また、元金を三区区分して上限利息を制限するという独自の規制方式など、これらの諸論点についてもすでにいくつもの先行研究がある。利息制限法のこうした複雑な性格については次の二つの評価が本質を突いている。

ひとつは、渋谷隆氏の「利息制限法は、商人・産業家資本と高利貸金業者との激烈な構想史の一環としての存在意義を持っている。」<sup>(4)</sup> という資本主義成立史からの視点と、小野秀誠氏の「わが民法法典と利息制限立法にさいしては、債務者保護の思想と、契約自由の原則との妥協が見出される。」<sup>(5)</sup> という法思想史からの視点である。利息制限法に内在しているこの二つの視点からの四つの相対立した要因は、現在にまで続く金利規制をめぐる論戦の原点ともいえる。

これらに加えて、そもそも上限金利規定が守られないという現実的な問題がある。利息制限法成立前年の「金穀利息條例御布告按」は、地租改正期の激烈な農民一揆を背景として草案されただけ

に、その内容は下記のように過激なものとなっている。

明治9年2月太政官法制局「金穀利息條例御布告按」<sup>6)</sup>

#### 第1条

凡そ金穀貸借の利息其契約を以て取り定むる者は、一カ年一割二分（即ち百に付十二）を過ぐ可らず此を踰える者は非法の利息とす

但し金十円以下穀物一石以下の貸借は特に一カ年一割五分（即ち百に付十五）迄の利息を契約することを得

#### 第2条

凡そ裁判上の利息（裁判上の利息とは契約に其定めなくして訴訟に付法司より之を裁定する者を云う）は一カ年六分（即ち百に付六）とす

#### 第3条

金穀の貸借は必ず其契約面之高の全数を以て之を取引すべし貸主は元高の内より先ず其利息を引去ることを得ず

#### 第4条

貸主は其借主より定制利息の外別に礼金手数料等を取るべからず

#### 第5条

凡そ非法の利息を取るべき約定を為したる貸主は其貸したる元高の半数に至るまでの罰金を科す其再犯する者は此罰の最重を科す再犯の情尤も重き者は此罰金を倍科することあるべし

#### 第6条

第三条を犯す者は其先ず引き去りたる高の五倍以上十五倍以下の罰金を科す其第四条を犯す者は其受け取りたる高の十倍以上廿倍以下の罰金を科す其再犯する者は第五条の例に視る

#### 第7条

凡そ棒利（月賦等を以て元金高中若干の部分払い済たるに仍ほ其元金全高の利息を取ることを云う）を取る者は罰第五条と同じ

## 第8条

若し貸主詐欺を行いたるの証（譬へば其実百円の高を貸して其文を二百円と為し若しくは百円の高を貸して十円の証文十枚を取る等の類を云う）明白なるときは第五条罰金を科し、ならびに一年以上三年以下の禁獄に処す

## 第9条

凡そ貸借上より起りたる訴訟其証文中利息の明文なき者は皆裁判上の利息に依て之を裁判すべし若し其借主より従前払い入れたる利息此割合を踰にしことの証明白なるときは其過剰せる分は之を通算して其元金の内に払い入れたる者と為すべし或は其元利共皆済せし者は貸主よりして其利息の過剰する分に之を請取りたる日より利息を加え其借主に償還せしむべし

## 第10条

貸主は其借主返済違約の罰金違約金を預め約定するを得ず之を犯す者は罰第四条を犯す者と同じ

## 第11条

凡そ金穀の貸借此條例布告前に在て一カ年一割二分以上の利息を契約せし者此條例布告の日より以往は総て之を定制の利息に引き減すべし若し其引き減ぜざる者は第五条と罰同じ

但し従前の証文を書き改むるを必要とせず

明治政府が、農民一揆にみられる世情の混乱に対して深刻な危機意識をもっていたことが理解できる。利息制限法と重なる部分は、元金によって上限利息の区分が行われていることであるが、利息制限法が三分にたいして、金穀利息條例案では金十円以下穀物一石以下の貸借は15%、それを上回る金額での貸付で12%という二つの区分となっている。さらに注目すべきは、第5条からの厳しい罰則規定である。違法の利息を受け取ったものは元金の半額を罰金として、再犯者は元金相当額を罰金として科せられる。

利息の天引きも厳しく罰せられていて、天引きした金額の五倍以上十五倍以下の罰金が科せられ、また、法定利息を超えて礼金手数料等名目で違法な高金利を受け取ったものは、その金額の十倍以上廿倍以下の罰金を科せられ、再犯者は倍加される。書類偽造など詐欺行為については、一年以上三年以下の禁獄に処すという懲役刑まで第8条で規定されている。

金穀利息條例案は帝国議会で提出されることなく廃案となり、利息制限法が成立するのであるが、明治政府の高金利跋扈に対する危機感がいかに強かったのかの証左となりえる。しかし、この金穀利息條例案は利息制限法とはなりえなかった。大幅に修正・変更されている。その経緯については、

大河純夫氏の論文で詳細に分析されている。

大河氏は、法制局が「従来の断片的規則を統合した文字通り総合的利息制限法の起案作業を進めていたことは、明らかである。」<sup>(7)</sup>と指摘している。金穀利息條例案は「司法省・法制局・政府内部の検討にとどまり、太政官布告として結実しなかった。」<sup>(8)</sup>わけであるが、その経緯を「裏付ける史料を持たない」としながらも「間接的な史料を紹介して、さしあたりの検討」としている。

間接的な史料とは、「徹底して営業の自由・契約の自由に裏打ちされた立論」と評している「利息制限得失論」である。大河氏はこの文書と「自由主義の立場から利息制限不可論を説いて」いるボワソナードの『経済学講義』を典拠に「大蔵省当局において、利息制限に反対する潮流が形成されていたこと」を指摘して、明治政府内でも金利規制に慎重な勢力の存在から利息制限法の趣旨が「公平着実ノ精神」に基づく「人民保護」のための「中庸ノ制限」法と概括される<sup>(9)</sup>ように修正・変更されていたと説いている。ここでいわれる「中庸ノ制限」とは「高利貸借の実体法的禁止の否定をもたらししていることは明らかである。」<sup>(10)</sup>とし、利息制限法が「手続的規範であること」となったもうひとつの理由として、「少なくとも裁判を通じての高利徴収を一定遮断することとともに、処理基準設定により裁判所の負担軽減を計ることがその動機づけとなっていることである。」ことであり、これらの理由によって利息制限法の性格は「中庸ノ制限」・「裁判上無効」を窮極的に規定したとさえ言っているのである。<sup>(11)</sup>と結論付けている。

ここまでの反対論がありながら利息制限法が成立したことがむしろ不思議とさえい得るが、それは「若し規約ニ至リ甲借主返金ヲ怠ル時ハ其延期日数ノ多寡ニ応シ元金ヲ二倍三倍十倍百倍ト漸次ニ増殖シタル割合ニ初日ニ幾円ノ利子第二日ニ幾円ノ利子第幾日ニ幾円ノ利子ヲ添加シ返金スベキ定約ヲ為セリ」<sup>(12)</sup>という「古今未曾有各国無比の高利」という実態があったからである。

高利被害で疲弊していく貧困大衆とその叛乱に危機感を抱いた明治政府にとって、政権延命のために高金利規制は不可欠の政治的テーマとなったが、一方で、明治維新からの契約自由の根本精神が根強いなか、利息制限法は折衷的な性格を持つことになった。

大河論文では、「旧利息制限法における遅延損害額予定契約の処理方法（第五条）を単純に「弱者保護」の理念のみでは理解できないことを示している。」<sup>(13)</sup>として「旧利息制限法の性格を規定するにあたっては、利息制限の側面にのみ注目していたのでは、不十分なことである。」と指摘している。それでは、旧利息制限法の基本的性格はどこにあるのか。それは旧利息制限法第二条における「裁判上無効」という評価と第五条の「遅延損害賠償予定契約制御」について「いっそう正確な歴史的評価を与えること」であり、制限超過利息の法的評価が問われる問題としている。

制限超過利息などを罰金だけでなく懲役刑まで課して厳しく刑罰で取り締まるとした「金穀利息條例御布告按」は結実しなかった。われわれはその構想をまずは大正期において検証したい。

### 3. 大正期における金利規制と処罰規定

大正期の金利規制は、大正八年に議会へ提出された「利息制限法中改正法律案」を中心に議論が展開されたといつてよい。そもそも、こうした高金利制限の法律が政治的課題となるのは、よい時代ではない。当時の出来事として特筆されるべきは、大正初期の米価の暴騰であり、それに派生する大正七年八月に始まったとされる米騒動である。政府は物価高騰に対して大正六年八月には暴利取締令を公布していたが、効果はなかった。

問題は物価高騰による中産階級の生活難であり、貧富の格差の拡大であった。当時は契約自由の原則から利息制限法撤廃論の主張はあったが、「道義心の欠けている金貸し等が……非常に高率なる利息を貪る虞もある」との理由から殆ど無視されてしまった。」とある<sup>(14)</sup>。

大正期の議論の特徴は制限利率の水準をめぐるものであった。もちろん、憲政会の横山勝太郎のように刑罰規定を主張する議員もいたが<sup>(15)</sup>、その彼にしても議会で一つの主張が「提案者の理想目的を達する上に於てはなほだ不十分であると考えます、……低下しなければならぬと思います」という発言をしていて、その最中、「程度論が」と野次が飛んだと記録されていることは象徴的である。これに対して横山も「無論程度論であります」と返すしかなかった<sup>(16)</sup>。

注目すべきは、政府の対応である。最下層の者たちには利息制限法の制限金利が適用されず、高金利被害にあっているという横山勝太郎議員の発言に対して、政府委員として参加していた鈴木喜三郎司法次官は、「利息上の争いがあれば、此の法律が適用されるのであります。この点については、現状がそうであるから、此の利息制限法についてとやかく言うべきでないと思います。」と反論しながらも「しかしながら他の方法を以てて救済しなければならぬということとはご同感であります。」と答弁し、「防貧救貧のことに付いて目下内務省で調査中であります、何れ具体的な案となつて出てくると考えます。」と答弁している。

ただし、「刑罰法規を設けて之を取り締まるかの外はないのであらうと思います、そう致しますれば徹底的に利息制限法が徹底されるか知れませぬが、退いて又之を考えますと、随分合意上成り立ってやるのである、百圓の金を借りて、三割、四割の利息を払っても、それは一時のことで、他に七割も八割も利益が得られるということならば、苦しんでも之を使用するということがあるのでありまして、之を絶対的に取り締まるということは、大に考慮を要すべきことであらうと思う。」<sup>(17)</sup>と刑罰法規には一貫して否定的である。

渋谷氏は大正期の利息制限法改正について、「これらの意見に対して政府のとつた態度は、高利貸を「刑罰で制裁するとか、又、取った金を戻させるとか云うこと」は、「却つて融通の道を止めるような虞があ」(政府委員、豊島直道)る。いい換えれば、政府が明治初年以來一貫して主張してきた罰則主義の採用→貨幣流通の不円滑→利子率の騰貴→人民の困窮→社会不安の増大、の繰り返し

に過ぎなかった。この点、赤尾の提案の場合には、法定利率の改正だけであり、金融界に与える影響もあまりないから、政府もこれを支持した。かくてこの法案は成立をみた。」<sup>(18)</sup>と指摘している。

その結果、大正8年（1919年）の改正によって、下記のように引き下げられた。（ ）は明治期の旧上限金利。

元本 100 円未満	一割五分	（二割 ）
元本 100 円以上 1000 円未満	一割二分	（一割五分）
元本 1000 円以上	一割	（一割二分）

改正案が検討されているときの政府出席委員、つまり官僚として三名の名前が記載されている。司法省次官鈴木喜三郎、司法省法務局長豊島直道、司法省参事官飯島喬平の三名であり、政府委員豊島直道が肩書きからして官僚として現場のトップといえる存在であろう。

そして、政府委員は常に「罰則主義の採用」に関して否定的であった。はたして昭和期ではどうかであろうか。

#### 4. 昭和期における金利規制と処罰規定

大正は1926年12月25日に、大正15年を持って終わり、昭和元年となる。昭和はまさに世界にとっても日本にとっても苦難の時代であった。「昭和」の意味は「百姓昭明にして、万邦を協和す」によるもので、その意味が「国民の平和および世界各国の共存繁栄を願う」<sup>(19)</sup>とあるのは時代の皮肉を超えている。

金利規制の強化とか、罰則規定が議論されるのは庶民にとって決して幸福な時代とはいえない。金利規制と処罰規定について、昭和期の実情はどうであったのか。

##### a. 帝国議会における論戦

昭和八年二月三日（金曜日午後一時五十三分開議）衆議院第64回行政執行法中改正法律案外七件委員会第4号において利息制限法中改正法律案が取り上げられている。反対論は弱く、利息制限法をどう改正するのかが問われた状況下、衆議院の衆議院第64回行政執行法中改正法律案外七件委員会<sup>(20)</sup>において詳細な論戦が行われている。改正案は大きく二つ提案されている。ひとつは、一松定吉君外三名提出と記されている法案であり、「現行法第二条の趣旨に依りますると、定められたる利率以上に債務者から利息の取立てをしても、裁判所に訴えない限りは、当然法律はその行為を保護すると云うことになっております、裁判所に訴えたときにのみ限って、その超過したる部分は裁判上無効のものと認められまして、その制限額までに引きなおされることになっておりますが、



それでは、中産階級以下の人々の債務者を保護すると云う言う社会政策的立法といたしましては、不徹底の謗りを免れませぬ(原文は旧かな表示、以下同じ)<sup>(21)</sup> という裁判上無効を問題にしている。さらに「債務者の窮迫状態、思慮浅薄の立場にあるもの、世の中の経験に暗く乏しきもの等を相手といたしまして、礼金、口銭、手数料、棒利だとか色々の名前を持って其の貸金の中から多額の金員を天引きして、その残りを交付するという弊害が非常に多い」ことを指摘している。

このことから、「裁判上無効」ではなく「法律上無効」とすべきとして、「何等の名目を以てするを問わず本法の趣旨に違反し交付せる金銭はこれか返還を請求することを得」という規定を主張している。さらに刑事上の制裁規定を必要とし、「長期は六月、短期は罰金二十円、情状によっては之を併科することが出来る」という刑事罰の規定まで法案として提案されていた。この刑事罰を科す第七条についてはすぐさま反論が行われている。天辰正守議員からは「金を貸す人が非常に恐怖心を懷いて、そうして金を貸さないようになりはしないか、是は金融界に非常に梗塞を来たすとなりはしないか」という発言が直後に記録されている。

しかし、都市中間層などが主な支持基盤であった立憲民政党の深水清議員の提出している法案はさらに厳しいものである。彼の提案する法案では第八条に「他人の窮迫に乘し本法の規定に違反したる利息を取得し又は取得をはかりたる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に処す」とある。つまり、昭和期の利息制限法改正問題は刑罰規定を提起するものであった。

この中で、政府委員大久保貞次大蔵省銀行局長とのやり取りは興味深い。「今日銀行に対する色々な統計等も調べておりますが、全国の銀行金利の実情だけから之を見ましても、最近に於ける全国主要地点に於ける普通銀行の貸出利率の状況を見ましても、最高の平均は手形貸し付けが日歩三錢三厘一割二分となっております。それから証書貸付が年利一割三分一厘、当座貸越しが日歩三錢四厘六毛で、一割二分六厘、それから割引手形の日歩は三錢四厘七毛、一割二分七厘ということであります。……中略……で全国銀行の今の平均と申しますことから類推いたしますことが主で、中には勧業銀行等で調べております全国不動産金利というようなこともあります、それには大分高い表が出ております。そういう色々な事柄から類推いたして見ますところ、地方における金利というものは、可なり高いものではないか知らというような風に思われるのであります。……中略……そういうような点を考えますというと、此法律にご計画になって居るような案で、直ちに是が旨くいけるかどうかということに付いては、われわれの方としても相当考究を要するというような風に考えて居るしだいでございます。」<sup>(22)</sup> というように利息制限法が守られていない実態を示している。では、それを刑罰で正すかということ、そのような趣旨の発言はなく、むしろ経済的実情を考慮して、また、利息というものは庶民金融等からも色々あり、大蔵省としても引き下げたいのだが、簡単にはいかないという、いかにも大蔵官僚としての模範的答弁に終始している。

大久保貞次大蔵省銀行局長自身については、後に論ずる機会があるとして、利息制限法改正には三つの論点の主としてあった。ひとつは、「裁判上無効」ではなく「法律上無効」とすべきかどうか、

ひとつは、さらに制限利率を下げるのかどうか、そして、罰則を設けるかどうか、である。

大久保貞次大蔵省銀行局長は、「是は地方の金利というものは、そういう法律問題よりも、実際の経済問題から決まっていく場合が多いのであります」という言い方で「法律上無効」についても否定的である。つまり、経済の実情を無視して法律を改正しても旨くないという認識である。

そしてこれら三つの論点に関して、大蔵省を代表する金融当局の責任者である大久保の立場は少なくとも議会の答弁では一貫している。経済の実情に合わない改正は、公平な結果を生むとしても「却って金融の梗塞を来たす」という立場から非常に消極的であり慎重である。反対の立場と判断しても差し支えないであろう。

帝国議会という公式の場からは、一貫して利息制限法の改正に慎重な姿勢をとる大蔵省銀行局、ましてや刑罰規定を伴う改正案など論外という理解しかできない。そうとは断定できない資料があるから歴史は複雑な重層的な側面を垣間見せるといわざるを得ない。というのは、右上に秘とした「銀行局調」として「利息制限法ニ関する件」（昭和11年12月21日）<sup>(23)</sup>の中にさらにまた、秘として右上に印がある「利息制限法改正に関する件」（昭和11年12月24日）という文書が添付されており、その前者の利息制限法案には罰金刑と懲役刑が記されているのである。

つまり、大蔵省銀行局は帝国議会など公の場所では一貫して罰金および懲役刑など刑罰規定に関して否定的であったが、極秘に刑罰規定を含む法案を作成していたのである。

さらに注目すべきことは、この法案は銀行局の金庫にしまわれたままのものではなく、近々法案として発表されると当時の複数の新聞が報じているのである。複数の新聞がほぼ同時にこの極秘法案の存在を報じたということは、大蔵省銀行局からの情報提供があった、今風に言うところと内部リークがあったと容易に推測できる。この点についての詳細な検討は最終章に譲るとして、大蔵省銀行局がどの程度本格的にこの法案を準備したのかを検討するためには、帝国議会という公式の場での議論ではなく、むしろ内部事情をうかがわせる評論的な知見が必要とされよう。その好適な書物が『金融の魔術』である。

## b. 昭和の奇書『金融の魔術』の検討

庶民金融研究所 井関孝雄の著作『金融の魔術』（日本公論社、1933年10月）は海外の金融事情にも通暁した本格的な金融専門書といっても差し支えないが、その大衆迎合的な題名のせいか、学術的に取り上げられることはほとんどなかった。著者の井関孝雄については、かれが寄稿した新聞連載記事の中に触れられている<sup>(24)</sup>。経歴からも本格的な金融研究者として認められる。本書での井関の立場は明快である。「現代文化は『金貸し』無くしては存在しない」というものであり、特に庶民金融の必要性を説いている。

「一体金利というものは一般商業社会の商品の代償と同じであって需要供給の原則によって其の金利が支配されることは勿論である。故に固定した之等の法定金利で需要供給の原則によって刻々

動いていき変化していく市場金利を取り締まるなどと云う事は素手を以って大洋の潮流を堰き止めようとするのも同じである。」(5頁)と主張しているが、単純な庶民金融擁護論者ではない。むしろ、前近代的な無尽については厳しく批判している。

「即ち自分が其の機関に預けた金が幾程の金利に廻るか、又自分が其の機関から借入れた金は幾程の金利に廻るか云う事の以外に加入者と金融機関との関係はないのである。然るに無盡では此の関係が判らないのである。即ち之は高利取締法の『加入者の無智又は浅慮、貧困に乗じて不当な高利の契約』をした事になる。然るに現行無盡業法では之を許しているのである。」(4頁)と鋭く指摘しているのである。留学帰りの近代化論者として彼の主張は受け止めるべきである。庶民金融の原点としての無尽は、彼にとって過去の遺物であり封建的遺制でしかなかったのである。

その理論的立場からして、利息制限法の改正問題について、次のように論評するのは至極当然のことである。

「現に昨年の司法省が議会に提案せんとした『利息制限法』等も其の一例であって年利一割二分を以ってしては低利を以って呼ばれている普通銀行、信用組合等の貸付金利も此の法律に抵触することとなり遂に提案中止の已む無きに至ったのである。又假令此の法律を上程通過したとしても其の結果は却って投資家をして此の方面への資金の投資を引き揚げしむる結果となり、始め立法家が所期した庶民階級即ち此の種の機関を利用とする者の階級を保護せんとして作った立法の結果は却って其の反対の結果を惹き起こして此の種の階級が利用する機関の資金の枯渇を来たしたであろうと考えられるのである。」(2頁)

と解説にとどまらず、さらに米国の例を挙げて利息制限法の問題を指摘している。

「先年米国のある州に於いて此の法律と同様な厳格なる利息制限法を公布した所、此の州における此の種の機関への投資者は、此の州の機関から其の資金を引き上げて之を悉く他の州の同様な法律の寛和なる州への機関に投資し、爲めに其の州に於いては庶民金融方面に非常な資金の枯渇を来たし、庶民階級を保護せんとした立法が却って之と反対に庶民階級を苦しめる結果となったのである。」

これは現在行われている貸金業法の再改正問題と極似している議論でもある。近代化論者として目配りが聞いているはずの井関氏であるが、返済能力の問題に目が届かないのは不思議としかいようがないが、本稿では井関批判が主眼ではなく、利息制限法の規制構造が本論であるのでその議論に立ち返りたい。

『金融の魔術』の中で利息制限法の罰則規定案にすでに言及してある。同書ではこの問題について「(三) 利息制限法(金貸法)を何う改正すればいいか」(212頁)として一章割いて詳細に検討し

ている。

「今回司法省に於いては下層民衆が従来高金利に悩まされて居る実情を見るに忍びずとして、之れ救済を目的として大要左の如き利息制限法改正案を今議会に提出されんとしているのである。

#### 改正要綱

- 一、 定限利率は現行法のまま即ち元金百圓未満は一割五分、百圓以上千圓未満は一割二分、千圓以上は一割以下とする
- 二、 定限以上の利息契約をなしたるものは法律上総て無効とする。（現行法では裁判上無効と規定）
- 四、 定限以上の利息を貪る一切の潜脱行為を禁止する
- 五、 他人の浅慮に乘じ定限以上の利息を取得したる金融業者又は周旋業者に対しては五千圓以下の罰金若しくは三年以下の懲役を課す

私は其の立法の主旨には賛成であるが、若し此の原案とおりに発布施行されるものとすれば其の結果が日本の経済界及庶民金融界の現状に鑑みて果たして如何なる結果を生むかを考えて見なければと思ふ。」(212頁)

として、「改正利息制限法の適用を受ける庶民金融機関」として信用組合を例に挙げて平均金利を八分七厘～一割三分五厘として、「政府より低資を借り入れられる信用組合にして以上のとおり」として「明らかに改正法の影響を受ける」としている。厳しい取り締まりは逆効果だとも論じている。その理由として

「一、……高利貸等の違法行為は元々借入人が金利の高いことを知りながら借り入れるものであるから、其の被害者よりの告訴は尠く、一方秘密の内に之を行う故に、当局の取り締まりは困難である。

一、又今回の改正法の金利を以って下層社会の庶民金融機関の金利を取り締まる事は、其の結果庶民階級に必要な之等実在の金融機関の弾圧となり、其の結果、現在に於いても不足せる庶民階級の金融機関を尚ほ一層減少せしめる結果となる恐れがある。」

という二点を指摘している。これは彼の一貫している理論的立場であり、現在のやみ金跋扈論に直結する議論でもある。『金融の魔術』からほぼ八十年を経た現在に於いても議論の中身はほとんど変化していないことに、歴史の不変性を見るか、それとも停滞をみればよいのか、二つの見解がありえるが、後者を実感せざるをえない。

本文執筆時に於いては、「利息制限法改正案を今議会に提出されんとしている」とあり、序文に於いては、「遂に提案中止の已む無きに至ったのである。」と書き記しているのであるから、本書執筆時点で事態が推移していることが推測できる。本書の出版期日は1933年10月とある。昭和八年で

あるが、これから検討する銀行局の秘とされている法案の日付は、昭和十一年十二月二十一日印、および二十四日となっているのである。三年後になる。もちろん、この日付が作成年月日を指すとは断言できないが、「遂に提案中止の已む無きに至った」とされる法案が三年後の日付で存在しているのはなぜか。井関氏は、この法案を司法省提出と記してあり、これから検討する法案は「銀行局調」とある。いうまでもなく、銀行局は大蔵省の組織であり、時の大蔵省銀行局長が大久保貞次であり、すでに検討してきたように、彼の口からは、刑罰規定に対して積極的な発言は確認できていない。幹部官僚であるから、秘とした文書について軽々に論じはしないと容易に想像でき、帝国議会での発言は本心ではないとの推測も成り立つ。

つまり、司法省が早期に法案を作成したが反対勢力が強く早々に断念せざるをえなく、その思いは大蔵省に引き継がれ、銀行局として法案成立に改めて尽力したというストーリーである。もちろん、これは推測の域を出ないが、まったく根拠がないわけではない。というのは当時の新聞記事がそれを物語っているからである。掲載期日を追って、この間の経緯を確認したい。神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫 (<http://lib.kobe-u.ac.jp/www/> より記事検索した結果である。

### c. デジタルアーカイブ新聞記事文庫から読み取られる利息制限法改正の動きについて

最初に利息制限法の改正法案に触れているのは、当時占領下にあつて外地として存在していた朝鮮での法律改正の動きである。

#### 1. 朝鮮利息制限令改正案に着手「京城日報」1932.9.8（昭和7）

限外利子に罰則規定

明治四十四年以来一度の改廃も加えられず、現今政府の低金利策に背馳する処甚だしい朝鮮利息制限金は、多年改正の要望あり各道よりもこれが改正意見の具申が続々来る状態に鑑み、いよいよ本府法務局では一般金融の現状に即した改正を行う事となり成案に着手した、改正要点は

現行内地利子

百円未満 一割五分

百円以上千円未満 一割二分

千円以上 一割

朝鮮利子

百円未満 三割

百円以上千円未満 二割五分

千円以上 二割

で約二倍の高率となっていたが、各道知事の希望意見を聴取した結果、大体本案と意見の一致を見

たので

百円未満 二割

百円以上千円未満 一割五分

千円以上 一割二分

を標準に政令改正を行い更に実行力を伴わせしめ制限外利子に対し、  
罰則をもうける模様である。

## 2. 利息制限と其取締「大阪朝日新聞」1932.10.7（昭和7）

財界六感

金利の一般に低下している今日、現行利息制限法の認めつつある制限利息額は高きに失する。時局匡救の一策としても是非これに根本的修正を加え、国民経済の緩和に資すべしとの意見が、遂に主務省たる司法省を動かし、同省において目下その改正原案の作成中であるが、理想案を得れば次期通常議会に提案するとのことである。

……略……

すなわち改正案において、制限以上の高利は法律上すべてこれを無効とし、これによる不当利得者には体刑、罰金刑を以て臨み、かつ不当利得の返還請求を認めるということが、最も重要な点なのであって、これなくしては、たとえ如何に法律面の利息制限額だけを引下げても、改正の効果は期待し得べくも思われぬ。

……略……

## 3. 「議会提出法案」東京朝日新聞 1933.1.14（昭和8）

一応内閣で取まとむ

……略……

なお内閣関係の法律案としては恩給法中改正法律案並に会計検査院法中改正法律案、行政裁判所法中改正法律案を提出する予定で準備中であるが、いまだ提否が決定されていない

一、利息制限に関する法律案

## 4. 「制限法の利息率と銀行の貸出利率」大阪時事新報 1933.1.22（昭和8）

遙かに超過せるもの多し 反対論争更に拡大す

今議会に提出の利息制限法の改正案については庶民金融の実情に通ぜる人々の間には反対論が有力に擡頭し又制限率を超過して利息を取っている一部信用組合質屋等が早くも之れが対策に苦慮していることは既報の如くであるが普通銀行の貸出の実際を見るに同様超過せるもの多く問題は更に拡大されるに至った即ち東京銀行集会所社員銀行五十一につき同所が調査した昨年中の証書貸付手形貸付割引当座貸越の四つにつき見るに金利の低下したと云われる昨年においてさえ割引につき三銭六厘当座貸越三銭五厘証書手形貸各三銭三厘というものありこれ等の貸出は何れも一千元以上の貸出なので制限法の最高率二銭七厘四毛を遥かに超過するものであるが斯かる高利のものは小商工業者に多数の顧客を有する弱小銀行にのみ従来顕著とされているが斯かる銀行が急激に貸出率を引下げるとは殆んど不可能のことであり結局は手数料その他の各目によって寧ろ脱法行為を奨励するに至りはしないかと憂慮されている

……略……

5. 「第六十四議会成績表」大阪朝日新聞 1933.3.26-1933.3.27 (昭和8)

衆院のみにて審議未了のもの

一、利息制限法中改正法律案 (一松定吉外三名提出)

6. 「預金部の出資で庶民金融会社設立」中外商業新報 1933.6.26 (昭和8)

高利貸弾圧案とともに大蔵省意気込む

庶民金融案については前議会当時大蔵省において立案して成案を得ずそのままになっていたが、最近不正な無尽会社や信用組合が取締法の不備に乗じて跋扈するので、当局はいよいよ真剣に庶民金融案を実現することに決し、大蔵省銀行局では関係官に命じてそれぞれ私案を作成させ、そのうち最も妥当な案を採用することに決定したしかして目下作成中のものでは

一、無尽会社取締法

一、信用組合取締法

のほかに有力なのは庶民金融会社設立案でその骨子は大体左の如きものである

一、資本金 十万円程度

一、組織及び運用 相互会社とし資金を預金部から低利に融通をうけ、これを会員に貸出す

この案は社会政策的に良案であり実現すれば多数の庶民階級を利すべく、ただ預金部が多額の融資を承認するか否かが疑問で、此点は昨年も問題となったところであるが、銀行局では今度は是非とも出資させる決意であると

なお当局では不正金融業を取締る上から高利貸を弾圧するため現在の利息制限法を改正し現行最高一割五分（百円未満）の利率を低下せしめる意向である

7. 「『小口貸付会社』の創設説が有力」東京日日新聞 1933.9.19（昭和8）

難関は運転資本吸収方法 庶民金融改善案

大蔵省が来議会に提案する予定の庶民金融制度改善案についてはかねて銀行局の専任事務官の手において基礎原案の作製が急がれて来たがこの程漸く纏り目下大久保銀行局長の元において推考が重ねられている、しかしてその内容をなすものは

【一】既存庶民金融機関改善の方策如何【一】別に新規の庶民金融機関を創設するとせば如何なるものを適当とするか【一】庶民階級の信用を増大せしむる方策【一】庶民金融の一般的取締り方策等の種々なる方面にわたっているが、主眼は新規庶民金融機関の創設に置かれている、これが内容は更に多岐に分れているがその中で最も有力なものは『小口貸付会社』案とされその骨子はつぎの通り

株式会社とし資本金の最低制限を設けること

一定期間積立金をなしたる者に対しその三倍程度の貸付をなし割賦償還を行わしめるのを貸付の主なる方法とすること

積立金の受入最高額を資本金の何倍かに限定すること

貸付の一口最高額は一千円程度に限定すること

資金蒐集の方法として特殊の債券発行を許可すること

現行利息制限法を改正して一般の高利貸を嚴重に取締る一方小口貸付会社に限り特例として年三割程度の高利貸付を認めること

定期積金担保貸の長所をねらう

以下、略。

8. 「庶民金融改善」京城日報 1934.7.29（昭和9）

無尽統制、質屋刷新等 本府の研究着々進む

欠格銀行整理、信託合同工作、金組の統制確立と財務当局の抱懐する金融統制は踵次的に実現を



みたが、当局ではこれについて最も困難視される庶民金融分野に対して折柄の低利趨勢を利用して積弊を一掃、その改善を計るべく財務局は警務局とも連絡をとり対策腐心中だが、その第一着手として無尽界の刷新と質屋為業の合理化を目論んでいる無尽営業は業令実施後、全鮮に三十四社あるが、これに対して八年以来配当制限、最高八分に取締りを行った、これは無尽業の金貸業化を防遏の一手段であるが、理財課では更に各要地一無尽（現在釜山、京城、平壤には四社乃至三社を算す）に統制と、鮮人方面にも従来の金融契を収善せしめて無尽を活用せしむべく研究中している、……略……

9. 「昨年産組大会の決議事項への回答」台湾日日新報（新聞） 1934.11.1（昭和9）

三十一日督府から提示さる

昨年の第十回全島産業組合大会決議事項に対する総督府の回答は三十一日午前十時半から殖産局長室に於て奥田殖産局長代理、築地金融課長代理、天野属、加藤協会主事等立会のもとに須田商工課長より口頭を以て銀屋慶之助、郭廷俊の両実行委員に対して提示された即ち督府の意見要旨は左の如くである

……略……

四、律令利息制限規則改正の件

本件に付ては目下攻究中なり

10. 「五割の高利が横行する質屋及び貸金業界」京城日報 1935.2.17（昭和10）

総督府理財課調査

鮮内の下層金融は低金利の普及、高利債整理の進捗で従来の硬塞高金利の状態は漸次改善されつつあるが従来利息制限令が小口高利金融を対照としていないため旧態依然たる高利貸的金融が存在していた訳で、当局も利息制限令改正に着手したのも小口高利金融の統制を目的としたものである理財課調査による昭和九年九月末現在の質屋業者及貸金業者の状況は次の如き状態で五、六割以上の高金利が横行している

以下、略。

11. 「高利貸に大痛棒」満州日日新聞 1935.10.19（昭和10）

利息制限法制定の前提民事上の内規を作る プロ階級への福音

法規の制定なきを奇貨として、プロ階級の膏血を搾る悪辣な高利貸にとり大痛棒となる民事上の内規が関東地方法院で作られようとしている……日本内地では利息制限法によって金銭貸借上の利息が定められており若しこの制限を超過する時は裁判上無効となるばかりかその制限にまで引直されることとなっているので、悪高利貸の跳梁する余地がないが、満洲にはこの法律が施行されていないため、借用人の弱身に付け込む高利貸が我もの顔に横行し、随分不当と思われる高利で貸借契約が結ばれている、借用人に取っては!! 無くてはならぬ金!! であって、全く急場を凌ぐ非常手段として高利とは知りつつみすみす金貸業者の食いものになっている訳で、そこが悪辣な金貸の強みである

……略……

契約上の利息がその他一般の利率に比し著しく高率の時は、公の秩序に反する契約として相当の額まで減じ得ること

この規定によって今後裁判上の指針となる訳で、来る司法会議で承認されれば本極りとなり、実施の運びに至るものと見られるが、高利貸に取っては大痛棒となるも、プロ階級には非常な福音であらう

## 12. 「高利に悩む庶民金融救済」大阪時事新報 1936.9.13（昭和11）

現行利息法改正企図

大蔵省では高利に悩む庶民金融救済策として現行利息制限法を改正、通常議会に提出すべく司法省と折衝を進めることとなった

同法は金銭上の貸借が裁判となった場合に限り元金百円未満一箇年につき百分の十五、千円未満百分の十二、千円以上百分の十を越ゆる利息はこれを無効としているに過ぎず従って貸借契約自体は法律上有効と認められているのを、今回の改正によって契約そのものも上記の制限以上はこれを無効とすると共に貸付に際し調査費、手数料と称して貸付額の一部を天引し實質的に高利息を徴する如き抜道を除くため之等に対しても制限規定を設けんとするものである

## 13. 「庶民金庫の創設愈よ明年度に実現」大阪毎日新聞 1936.9.13（昭和11）

恩給金庫をも合流せしめる

高利貸の跳梁にも鉄槌

大蔵省の和田銀行局長は十二日内閣恩給局に樋貝局長を訪ね大蔵省案の庶民金庫に恩給局立案の恩給金庫を合流せしめる件に関し協議したが、もとより恩給局側も異議なく、よって銀行局におい

て具体案を作り、さらに協議の上最後の取りめを行うことになった。ここにおいて明年度より政府出資を基礎とする非営利の一大庶民金融機関の出現はいよいよ決定的となったが大蔵省ならびに司法省ではこれを契機として現行利息制限法を根本的に改正し不当苛酷の条件で庶民階級を苦しめている高利貸の跳梁を取締ることになりすでにこれが審議を進めている

すなわち現行制限法によれば百円以下は一割五分、百円以上一千円以下は一割二分、一千円以上は一割に制限しているがこれは訴訟となった場合に無効を宣せられるに過ぎず契約そのものは有効なので事実上殆んど高利を牽制する力がない

よって改正に当ってはこれらの制限を超過する高利の貸借は契約そのものを最初から無効とした調査費、手数料その他の名目で債務者に負担せしむるものを一定率に制限し、さらに所有権移転の形式による担保の徴収を禁止もしくは制限するなどの手段を講じて所期の効果を挙げんとするものである

14. 「議会提出法律案百数十件に上る」大阪時事新報 1936.12.7 (昭和11)

劈頭提出を目標として法制局審議大車輪

政府は愈議會対策に乗出し藤沼書記官長は夫々各省に対し可及的速かに過般決定した予算に伴う法律案の立案方を督促している、即ち現内閣は劃期的な税制改革を断行した関係上、右に伴う立法案は五十件を突破する有様であるが、その他各省より提出を予想されている法案を合計すれば百数十件の多数に上る見込である、しかして法制局方面においては連日関係官を督励して各法案審議に当って居り出来得る限り議会開会の劈頭に全法案を提出したき意向をもって準備を進めているが、目下予定されている法案は大体左の如きものである

利息制限法改正に関する法律案

15. 「利息制限法の改正案大綱決る」大阪朝日新聞 1936.12.25 (昭和11)

制限利率引下げ有力

政府では現行の利息制限法が種々の点で実情に適せず、ほとんど空文化している一方、最近の社会情勢は悪徳金融業者の取締り、下層小金融の疏通ならびに低利確保を必要とする状態にあるのでこの際利息制限法の根本的改正強化を行うことに方針を決定、先般来司法、大蔵、内務、商工、農林の関係各省間において連合協議会を開き具体的研究を行って来たが、最近その大綱案を得たので二十五日大蔵省議を皮切りに各省においてそれぞれ正式省議を開き近く最後の具体案を決定することになった、しかして今回の改正は大体つぎの要点である

- 一、現行法は適用の範囲を金銭貸借に限定しているが、これを消費貸借にまで拡大する
- 二、現行法は手形の割引率を適用範囲外においているが、これに対しても適用する
- 三、現行法では制限以上の利息取得は裁判上無効とするとなっているが、これを法律上すべて無効とすることに改める
- 四、現行法には違反者に対する制裁規定を設けていない、不法の利得を貪り得るものに対しては罰則をもって厳重に取締る
- 五、現行法では制限以上の利息に対してはこれを制限利息まで引下を行わしめるのみであるが、本法に違背して取得したる利息は借主から返還請求をなし得る規定を設ける

なお現行の制限利率は元金百円未満は年一割五分、千円未満は一割二分、千円以上は一割となっており、この利率改訂については据置説と引下説とあって決定を見るにいたらないが、最近における低金利情勢に対応せしめる意味において引下税が有力である

16. 『高利貸氏』へ一本！救われるか『借金氏』 大阪毎日新聞 1936.12.26（昭和11）夕刊  
議会へ出る利息制限法改正問題は＝天引＝の処置

高利貸取締の意味から利息制限法の改正が今議会で提出されることとなった

……略……

これまで高利貸が制限外利息としてとる「天引」は裁判上無効という網を巧みに潜って、初め金銭の授受をする時にすでに取っているから訴訟となった際はすでに法の追窮の外にあり、訴訟は常に債務者の負けとなっていたのである、ところが今度法律上の無効として法の威力は一層強化されたかに見えるが、この際民法不当利得の条文との関連が重大化するだけなのである、すなわち制限外の利息は“法律上の原因なくして他人の財産または労務に因り受けた利益”であるから当然不当利得として利益の存する限度においてこれを返還しなくてはならぬが、制限外の高い利息と知りつつ背に腹は代えられずに高利貸から金を借りる人々は第七百五条の“債務の弁済として給附をなしたる者がその当時債務の存在せざることを知りたる者”だから給附した利息の返還を請求することが出来ず、また天引を甘んじて金を借りた人は第七百八条の“不法の原因のため給附をなしたるもの”で同じく返還を請求出来ないのだ

だから改正骨子において、制限外利息を債権者より債務者に返還せしむるの規定はこれら民法の規定と競合してなお強力なものとしなければ改正の意味はなくなる訳である

……略……

17. 「制限利息の違反は法律上無効とす」報知新聞 1936.12.27 (昭和11)

改正案の目標決定

六十九議会における馬場蔵相の言明に基づき大蔵省では司法、内務、商工、農林各省と提携の上現行利息制限法の改正に手を染めているが、二十五日は休日にも拘わらず午後蔵相官邸に省議を開いて省の態度を決定したが改正の要旨は明治十年施行以来同三十八年及び大正八年の改正に漏れた根本的欠陥を是正し現在ほとんど空文化せる同法を強化し社会情勢の変化に適応せしめんとするものでかたがた一般下層小額金融の利子低下をはかり、幾多の社会悪を醸成しつつある悪性の高利貸を掃滅せんとするものである、従ってこれを機として懸案とされる左の諸点が改正案の眼目となるものである

- 一、第一条『金銭貸借』とあるを『消費貸借』と改正し適用範囲を拡大すること
- 二、同法の適用範囲に手形割引をも包含せしめること
- 三、第二条及び第四条に『裁判上無効の者とす』とあるを『法律上無効のものとし』と強化すること
- 四、違反者に対する罰則規定を制定すること
- 五、違約金を負債主に返還せしむる規定を制定すること

なおこの際最も注目を要する点は第二条の制限利息の改正であって現行の元金百円未満は年一割五分千円未満は年一割二分、千円以上一割とする規定は現在の社会通念より見て既に高きに過ぐるとの理由で改正を要望されているが、要はこの制限率を引下げてもその実効をあげ得るや否やが疑問であるため単に法の適用を強化するのみでその効果を期待すべしとの意見もあり、なお議論の余地を存している模様である

18. 「低金利時代を無視」大阪朝日新聞 1937.2.23 (昭和12)

殆んど最高限度の利息 質屋業者を嚴重取締る

低金利時代に庶民階級の金融機関たる質屋業者が依然年二割五分の高利を堅持することの非妥当性を是正すべく県保安課では県下六百九十七の業者につき営業状況を精査の結果

昨年一年中における全県下の入質件数二百八十八万六千四百六十五件、一千六百七十八万八千六百六十四銭中利息を納めることが出来なくて質流れとなったものは実に四十一万四千七百二十件百八十六万四千五百六十三円九十六銭の巨額に達しており現行の質屋取締規則による利息制限は一円以下(月)最高四分、最低一分、五円以下最高三分、最低一分、十円以下最高二分五厘、最低一分

となっているがこれは単に限界を示したのみで必ずしも最高率によるべしとしたものではないが、県下七百の業者中僅々二、三の篤志業者を除く殆んど総てが申し合せたように最高限度の利息をせしめていることが判明した

内務省でも現下の社会情勢に鑑み利息低下の改正法規を立案中で本県では業者の社会通念に訴えてその猛省を促すとともに県下各署を督励業者の取締を一層厳にし、不正摘発中であるが

……略……

19. 「法網を潜る高利貸を断乎一掃のメス」東京朝日新聞 1939.5.18（昭和14）

苦しめられるサラリーマン

……略……

本来、高利貸は利息制限法で不当な利息（年利一割五分以上を制限されている）はとれない事になっているものの、悪徳業者は手数料其他の前払いと云う脱法行為を弱目につけ込んで契約させるのが最近の常套手段となって居り、借りては最初から社会的信用を顧慮しての無理算段である上、少額の金では裁判沙汰にしても却て損をするという不利な立場にあるので結局泣き寝入りとなるのが実情だ

庶民金庫はこの嘆きに救いの手を差延べたものであったが、同じ庶民を相手とする無担保金融であっても貸付方法は官僚的で勤め先や親戚知人の公然たる保証が絶対必要条件であるところに根本的相違があるために自から利用部面を異にしそれだけに闇から闇への被害も想像以上に大きいものがある。唯この調査で相当知名の士の中にも市内三十三軒の高利貸から、総額三万三千円を踏み倒している者があり教育者や公吏の中にも一、二金融業者の上を行く連中を発見して苦笑しているが基礎調査の完成を待って、この驚くべき現実を司法、大蔵、内務関係各省に提示、取締規則の確立によって街の金融業者は一切許可営業とし、内規に依って利息、手数料など不当利益を牽制、低物価政策の一助とすると同時に悪辣極まりない高利貸の魔手から人々を救おうと努力している、……略……

これら昭和期における利息制限法改正案についての新聞記事を網羅すると、次の諸点が理解できる。

1. 朝鮮利息制限令改正案に着手「京城日報」1932.9.8（昭和7）等から読み取れるように、内地だけでなく、いわゆる朝鮮・台湾・満州と占領下の外地においても実施されようとした大規模なものであった。
2. 「裁判上無効」「法律上無効」と強化すること  
違反者に対する罰則規定を制定すること

違約金を負債主に返還せしむる規定を制定すること

など大変厳しい刑罰規定を伴っている法案として報道されていることである。

3. 庶民金融機関の創設なども意図した、単に法案の改正だけでなく金融制度改革を伴う抜本的なものであった。
4. それにもかかわらず、法案として提出されなかったばかりか、法案そのものも公表されていない。
5. さらに、昭和11年末で改正案の報道は立ち消えになり、その顛末さえも報道された形跡はなかった。

本稿での考察はここまでとせざるを得ないが、(下)では秘とされた大蔵省銀行局案そのものの検討を通じて、昭和11年に作成された法案の成立過程と闇に葬られた経緯について考察を続けたい。

注

- (1) 引用文献(1)(2)。
- (2) 引用文献(4)。
- (3) 明治期に限っても、細かい諸規制を指摘すれば必ずしも明治10年の利息制限法が金利規制をした最初の法令とはいえない。たとえば、明治2年6月4日の民部官布達506号では「新たな法の制定まで旧来の法によること」を規定している。また、明治4年1月18日の太政官布告31号で「旧幕下の利息制限を廃止した」のも金利規制に関する法令といえよう。ちなみに利息制限法も明治10年9月11日の太政官布告66号によるものであり、この間の明治4年から明治10年までの期間が日本の近代史上唯一の金利制限のない時代とされている。とはいえ、それでも、利息に関する法規定がすべて消滅していたわけではなく、たとえば明治6年11月5日の太政官布告362号では「種々の貸借、売買などの出訴期限を定めて」あり、また明治9年7月6日の太政官布告99号においては「借用証書を他人に譲渡する」手続きについて規定している。これらの諸点については、小野秀誠(1999)202-216頁を参照のこと。
- (4) 渋谷(上)41頁。
- (5) 小野秀誠(1999)219頁。
- (6) 大河純夫(1976)243-245頁。
- (7) 大河純夫(1976)247頁。
- (8) 大河純夫(1976)255頁。
- (9) 大河純夫(1976)276頁。
- (10) 大河純夫(1976)276頁。
- (11) 大河純夫(1976)277頁。
- (12) 大河純夫(1976)265頁。
- (13) 大河純夫(1976)284頁。
- (14) この当時の事情については渋谷(下)112-116頁を参照のこと。
- (15) 制限金利の引き下げで対応すべしとの法案に対して「[所詮中産階級の、若しくはそれ以上の階級に対して適用する]もので、高利貸の直接影響下にある「第四階級に属する……貧民階級」を対象と

していないから、結局「画に描いた牡丹餅の如きもの」（憲政党、横山勝太郎）との指摘がある。渋谷（下）114-115頁。

(16) 41一衆一利息制限法中改2号（回）大正08年02月21日

(17) 41一衆一利息制限法中改2号（回）大正08年02月21日

(18) 渋谷（下）115頁。

(19) 広辞苑を紐解けば、『書経』「百姓昭明にして、万邦を協和す」とある。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%98%AD%E5%92%8C>（2012年7月8日現在）などを参照のこと。

(20) 「（昭和八年二月三日金曜日午後一時五十三分開講）衆議院第64回行政執行法中改正法律案外七件委員会第4号」が利息制限法中改正法律案を取り上げた初めての委員会と、帝国議会会議録検索システムから確認できる。

<http://teikokugikai.i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/064/1890/0641189000410203.html>（2012年7月8日現在）

(21) 同委員会第4号

(22) 衆議院第64回行政執行法中改正法律案外七件委員会第9号（昭和八年二月十七日）

(23) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A 09050482600, 昭和財政史資料第6号第34冊（国立公文書館）

<http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/MetaOutServlet>（2012年7月8日現在）

(24) 「井関教授は日大生えぬきの少壮気鋭の新進学者である、大正六年日本大学を卒業するや母校の留学生としてドイツに赴き二箇年間財政経済特に金融方面に関して研究帰朝するや同校経済学部の教授となり学生間に殊に人気を博している歳四十。」「大阪時事新報」1931.7.30-1931.8.1（昭和6）この紹介は、「現下の金融二潮流 日本大学教授 井関孝雄」として大型連載「六大学少壮教授紙上夏期大学<sup>(12)</sup>」のひとつとしての投稿に対してのものである。

もちろん井関教授は『中小商工業・庶民金融論』改造社/1935//現代金融経済全集：第5巻。などもある本格的な金融研究者である。その彼が『金融の魔術』などという奇天烈な書名で上梓しているので、奇書とした。

## 引用文献

(1) 渋谷隆一「高利貸対策立法の展開（上）—利息制限法を中心に—」『農業総合研究』19巻3号41-72頁、1965年7月。渋谷（上）として表記。

(2) 渋谷隆一「高利貸対策立法の展開（下）—利息制限法を中心に—」『農業総合研究』20巻3号103-139頁、1966年7月。渋谷（下）として表記。

(3) 小野秀誠『利息制限法と公序良俗』信山社、1999年6月。小野秀誠（1999）として表記。

(4) 大河純夫「旧利息制限法成立史序説」立命館法学121・122・123・124号219-288頁（1976年2月）。大河純夫（1976）として表記。



## Interest Rate Regulation and Changes in Punishment (Part I)

Takeo SHIBATA

### Abstract

---

The regulation of interest rates has often been attempted since ancient times. I consider the historic changes in punishments decreed by the Imperial Diet through examining Showa period records and newspaper articles.

---

**Key words;** Interest rate regulation, Interest Limitation Law, Penalty, Imperial Diet, Financial magic